

消費者教育推進地区便り

第9号 2017.3



南部学区の皆さま、こんにちは。静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。1月10日から2月13日にかけて第4回目の戸別訪問をさせていただきました。

第4回目の戸別訪問では、皆様の消費者被害の体験をお聞きするとともに、被害防止のための注意喚起や消費生活センターの利用をお願いしました。今回、この回覧と併せて消費生活かわら版『振り込め詐欺に嚴重警戒を！！』を配布させていただきました。依然として「振り込め詐欺」の被害が多く発生しています。ぜひこのかわら版をよくお読みいただき「自分はだまされないから大丈夫」ではなく「だまされるかもしれない」という危機意識をもち、被害に遭わないようにしてください。

戸別訪問時に皆様から伺った声をご紹介します。

突然、訪問購入の業者が来た。指輪をしているのを見て「こういうのを買い取ります」と言われた。いろいろ皆から話を聞いていたので「これは私が好きで買った物だからダメだよ。他は何もないよ」と言って断った。



訪問購入では、飛び込み勧誘、しつこい勧誘、買い取りに応じたもの以外の勧誘は禁止されていますが、守っていない業者もいるようです。

「おばちゃん」と言って電話が掛かってきた。自分のことをそのように呼ぶ人はいないので変だと思って、一呼吸おいてから「誰だね」と聞いたら、「ユウだけど」と応えてそのうち、ずっと電話が切れた。自分は電話が掛かってきて「〇〇さんですか」と聞かれても「はい」とは答えなくて「誰だね」と相手の名前を聞くようにしている。



同居している、していないに関わらず、家族とコミュニケーションをとっておくことは大切です。「おばあちゃん」「おじいちゃん」ではなく名前や愛称で呼

んでもらうことや合言葉を決めておくことも被害防止に役立ちます。



以前、髪につける化粧品を通信販売で買っていたが、止めようと思って業者に電話をした。業者が「何で止めるのか」と聞いたので「べとべとするから」と答えたところ、「さらさらするのもあります」とのことだった。「今はいらない」と言ったら「では6ヵ月間お休みにしてそれまでよく考えて必要なかったらまた電話をください」と言われた。面倒だったのでそのままにしていたら6ヵ月後に代引でさらさらタイプの商品を送ってきた。使ってみたくなくてそのままにしていたら、代引きで定期的を送ってくる。

その商品は本当に必要なものですか？不要であれば面倒でも早急に断りましょう。



① わが家の悪質商法撃退法

留守番電話を利用している。

非通知や「0120」で始まる番号の電話には出ない。

母が一人暮らしをしている。買い取りや保険の勧誘電話はよくあるようだ。「わからないと言って断るように」と言っている。勤めの帰りに母の家に毎日寄るようにしている。

玄関のモニターで来訪者を確認している。訪問販売のような来訪者は無視している。



1人暮らしをしていることを知られたくない。安くても飛び込みの業者からは買わない。知っている個人商店に頼むようにしている。

電話には出るが、相手のペースに巻き込まれないようにしている。関係ないと思えばきっぱり断り、早めに切るようにしている。

名前がついているものは全てシュレッダーにかけて捨てている。

何かあったら「自分はわからない、家族に言ってくれ」と言うようにしてる。

② 消費者市民としての取り組み

- ◇冷房や暖房の温度に気をつけて節電している。
- ◇電球は高齢で交換するのが大変なので長持ちし、電力消費も少ないLEDに変えた。
- ◇スーパーで手提げ袋やハシはもらわない、「食べ切る、使い切る」でゴミを少なくしている。
- ◇高齢なので、余分な物は買わないようにしている。要らない物は片付けた。
- ◇物を買うときはよく考えて買っている。衝動買いをするようなこともない。

③ 今後の「消費者教育推進地区」事業について

南部学区の皆様には2年間消費者教育推進地区として様々な取組にご協力いただきありがとうございました。平成29年度は新たに「清水区高部地区」を消費者教育推進地区に指定します。そこでの取組状況などを今後も「消費者教育推進地区便り」の回覧でお知らせします。

これからも地域の皆様の啓発活動や見守り活動により、南部学区が安心安全な地域となるよう支援させていただきますので今後ともよろしくお願ひします。

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056まで（相談時間：平日9時～16時）

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054まで